

証券保管振替システムの利用に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において参加者(質権者を含む。以下同じ。)の機構システムの利用とは、株券等に関する業務規程及び株券等に関する業務規程施行規則の規定に基づき参加者が行う業務の処理における次の各号に掲げる方法による機構との間のデータ授受をいう。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において参加者(質権者を含む。以下同じ。)の機構システムの利用とは、株券等に関する業務規程及び株券等に関する業務規程施行規則の規定に基づき参加者が行う業務の処理における次の各号に掲げる方法による機構との間のデータ授受をいう。</p> <p><u>(1) 参加者の事務所又は機構が認めた場所に機構が設置する参加者用の専用端末装置(以下「参加者端末」という。)からの入出力</u></p> <p>(2)~(7) (略)</p> <p><u>(参加者端末の設置)</u></p> <p>第3条 <u>参加者端末は、機構が参加者に貸与する。</u></p> <p>2 <u>参加者端末の設置を希望する参加者は、使用機器、台数、設置場所、接続する回線の種類等を記載した所定の申込書を機構に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>機構は、前項の申込書を受理したときは、参加者との間に「参加者端末装置利用契約」を締結するとともに、参加者端末を設置場所に設置する。</u></p> <p><u>(参加者端末の設置場所等)</u></p> <p>第4条 <u>参加者端末の設置場所は、参加者の事務所内とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規程にかかわらず、参加者は、業務の処理を委託している企業の事務所に、参加者端末を設置することができる。この場合には、前条第2項に規定する申込書に、その旨を記載するものとする。</u></p> <p>3 <u>参加者は、参加者端末の移設を行おうとするときは、機構に届け出るものとする。この場合、移設に要する費用は、当該参加者の負担とする。</u></p> <p><u>(参加者端末の保守)</u></p> <p>第5条 <u>機構は、参加者端末の設置と同時に、その整備、保守、補修等のため、保守業務を行う企業</u></p>

と保守契約を締結し、参加者端末の保守を行わせるものとする。

(削る)

(参加者端末に係る費用負担)

第 6 条 「参加者端末装置利用契約」に定める費用、この規則により参加者の負担とされている費用のほか、参加者端末の使用に係る電力料、消耗品費等の費用は、参加者の負担とする。

(削る)

(参加者端末のプログラム)

第 7 条 参加者端末の使用に必要なプログラム(以下「端末プログラム」という。)は、機構が参加者に貸与する。

2 端末プログラムに変更の必要が生じたときは、機構が新たな端末プログラムを参加者に貸与する。

(削る)

(参加者端末の回線設備)

第 8 条 参加者端末と機構システムの中央装置とを接続する回線設備は、機構が、第 3 条第 2 項に規定する申込書に基づいて東日本電信電話株式会社と契約を締結し、参加者はこれを利用するものとする。

2 回線設備に係る費用(回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。)は、参加者の負担とする。

3 第 4 条第 3 項後段の規定は、回線設備の移設について準用する。

(削る)

(参加者端末の取扱い等)

第 9 条 参加者は、参加者端末を、機構が定める機構システムの接続仕様書、操作要領、運用要領、保守要領等に従って、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。

2 参加者は、参加者端末を機構が定める用途以外に使用してはならない。

(削る)

(参加者端末の障害発生時の処置)

第 10 条 参加者は、参加者端末に障害が発生した場合は、速やかに機構に連絡するものとする。

(削る)

(削る)

(統合Web端末)

第3条 (略)

2 (略)

3 第1項後段の場合において、発生した事故等については、それぞれの間で解決するものとする。

第4条 (略)

2 機構は、参加者から障害発生連絡を受けたときは、直ちに保守員を派遣し、障害除去のための修復作業を行わせる。この場合、作業に要する電力料、消耗品費等の費用は、当該参加者の負担とする。

(参加者端末の共同使用)

第11条 参加者は、参加者端末を他の参加者と共同で使用する場合には、第3条第2項に規定する申込書に、その旨を記載するものとする。

2 前項の場合において、当該参加者は、共同使用する他の参加者との間で、参加者端末に係る費用負担、支払い方法等について、あらかじめ取決めを行うものとする。

3 参加者端末の共同使用により発生した事故等については、共同使用する参加者間で解決するものとする。

(OCR伝票等)

第12条 参加者は、参加者端末による入力にOCR(光学式文字読取装置)を使用する場合には、機構が指定したOCR伝票を使用するものとする。

2 前項のOCR伝票に記載する当該参加者名、相手方参加者名及び株券の銘柄名については、正式名称又は証券取引所が定める略称が英文字である場合を除き、漢字又は仮名文字を使用するものとする。

3 参加者は、参加者端末による入力にフロッピーディスクを使用する場合には、当該フロッピーディスクを、機構が定める接続仕様書に基づいて作成するものとする。

(統合Web端末)

第12条の2 (略)

2 (略)

(新設)

第12条の3 (略)

( 統合W e b 端末の運用等 )

第 5 条 ( 略 )

2 ( 略 )

3 参加者は、統合W e b 端末に障害が生じた場合は、速やかに機構に連絡するものとする。

( 統合W e b 端末に係る費用負担 )

第 6 条 「株券等に関する手数料及びその料率」に定める手数料のほか、統合W e b 端末の使用に係る端末料 ( 統合W e b 端末の設置及び保守に係る費用をいう。 ) 電力料及び消耗品等の費用並びに統合W e b 端末と機構システムとを接続する回線設備に係る費用 ( 回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。 ) は、参加者の負担とする。

第 7 条 ( 略 )

第 8 条 ( 略 )

( 回線接続の運用等 )

第 9 条 ( 略 )

2・3 ( 略 )

4 第 5 条第 3 項の規定は、回線接続に障害が発生した場合 ( ファイル伝送等によるデータ授受ができない状態になった場合で、その原因が明らかでない場合を含む。 ) について準用する。

第 10 条 ( 略 )

( 磁気による記録媒体の作成等 )

第 11 条 第 2 条第 4 号に掲げる磁気テープ及び同条第 5 号に掲げるフロッピーディスク ( 以下「磁気による記録媒体」という。 ) の作成は、機構が定める接続仕様書によるものとする。

2・3 ( 略 )

( 伝票の作成 )

第 12 条 第 2 条第 6 号に掲げる伝票の作成は、機構が定める接続仕様書によるものとする。

( 統合W e b 端末の運用等 )

第 12 条の 4 ( 略 )

2 ( 略 )

3 第 10 条第 1 項の規定は、統合W e b 端末について準用する。

( 統合W e b 端末に係る費用負担 )

第 12 条の 5 「株券等に関する手数料及びその料率」に定める手数料のほか、統合W e b 端末の使用に係る端末料 ( 統合W e b 端末の設置及び保守に係る費用をいう。 ) 電力料及び消耗品等の費用並びに統合W e b 端末と機構システムとを接続する回線設備に係る費用は、参加者の負担とする。

第 13 条 ( 略 )

第 14 条 ( 略 )

( 回線接続の運用等 )

第 15 条 ( 略 )

2・3 ( 略 )

4 第 10 条第 1 項の規定は、回線接続に障害が発生した場合 ( ファイル伝送等によるデータ授受ができない状態になった場合で、その原因が明らかでない場合を含む。 ) について準用する。

第 16 条 ( 略 )

( 磁気による記録媒体の作成等 )

第 17 条 第 2 条第 5 号に掲げる磁気テープ及び同条第 6 号に掲げるフロッピーディスク ( 以下「磁気による記録媒体」という。 ) の作成は、機構が定める接続仕様書によるものとする。

2・3 ( 略 )

( 伝票の作成 )

第 18 条 第 2 条第 7 号に掲げる伝票の作成は、機構が定める接続仕様書によるものとする。

2 参加者は、前項の伝票（参加者が株券に添付して提出する単純預託書及び振替預託書を含む。）が機構においてOCR（光学式文字読取装置）により入力されるものである場合には、機構が指定したOCR伝票を使用するものとする。

3 前項のOCR伝票に記載する当該参加者名、相手方参加者名及び株券の銘柄名については、正式名称又は証券取引所が定める略称が英文字である場合を除き、漢字又は仮名文字を使用するものとする。

（磁気による記録媒体等の調達）

第13条 参加者が機構に提出する磁気による記録媒体及び伝票、OCR伝票（フロッピーディスクを含む。）は、参加者が調達するものとする。

（各種テストへの協力）

第14条 参加者は、機構からあらかじめ通知して、統合Web端末と機構システムとの間又は回線接続を介した参加者システムと機構システムとの間の連動確認テストへの参加を求められた場合には、異議なくこれに協力するものとする。これらのテスト以外に機構から各種のテストへの参加を求められた場合についても、同様とする。

2 （略）

（遵守義務）

第15条 （略）

2 （略）

3 第3条第1項後段の規定により業務の処理に係る入出力を行う統合Web端末が計算会社等の統合Web端末である参加者、第7条第1項後段の規定により回線接続する参加者システムが計算会社等のシステムである参加者並びに第11条第2項の規定により磁気による記録媒体の作成及び提出を計算会社等に委託する参加者は、当該計算会社等に前2項の規定を遵守させるものとする。

2 第12条第1項及び第2項の規定は、伝票（参加者が株券に添付して提出する単純預託書及び振替預託書を含む。）が、機構においてOCRにより入力されるものである場合について準用する。

（新設）

（磁気による記録媒体等の調達）

第19条 参加者が機構に提出する磁気による記録媒体及び伝票、参加者端末に入力するOCR伝票（フロッピーディスクを含む。）は、参加者が調達するものとする。

（各種テストへの協力）

第20条 参加者は、機構からあらかじめ通知して、参加者端末と機構システムの中央装置との間、統合Web端末と機構システムとの間又は回線接続を介した参加者システムと機構システムとの間の連動確認テストへの参加を求められた場合には、異議なくこれに協力するものとする。これらのテスト以外に機構から各種のテストへの参加を求められた場合についても、同様とする。

2 （略）

（遵守義務）

第21条 （略）

2 （略）

3 第4条第2項の規定により業務の処理を委託している企業に参加者端末を設置する参加者、第12条の2第1項後段の規定により業務の処理に係る入出力を行う統合Web端末が計算会社等の統合Web端末である参加者、第13条第1項後段の規定により回線接続する参加者システムが計算会社等のシステムである参加者並びに第17条第2項の規定により磁気による記録媒体の作成及び提出を計算会社等に委託する参加者は、当該企業又は当

4 参加者は、この規則に基づき、機構に提出した届出書の内容に変更が生じる事となったときは、あらかじめ機構に届け出るものとする。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

該計算会社等に前 2 項の規定を遵守させるものとする。

4 参加者は、この規則に基づき、機構に提出した申込書及び届出書の内容に変更が生じる事となったときは、あらかじめ機構に届け出るものとする。